

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書（案）

ＴＰＰは、原則全ての関税・非関税障壁を撤廃する協定であり、その対象は農産品のみならず、金融や労働等 24 分野にわたる。

2月22日、安倍首相はオバマ米国大統領と首脳会談を行い共同声明を発表したが、その中で「日本が交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされる」と確認された。そればかりではなく、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに2国間貿易上のセンシティブティ（慎重を要する分野）が存在する」ことも確認され、「自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処」することが求められた。既に米国との事前協議の結果、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策のため月齢20カ月以下としていた米国産牛肉の輸入制限を30カ月以下に緩和したが、この共同声明を受け、米国が輸入自動車に課している乗用車2.5%・トラック25%の関税の引き下げ・撤廃が先延ばしされるとともに、日本の軽自動車に対する軽減税率が問題とされる可能性が高くなってきた。また、保険部門における規制緩和は、国民皆保険制度や郵便事業のユニバーサルサービスを崩壊させる可能性を秘めている。

農林水産省の試算では、ＴＰＰ参加により食糧自給率は13%までに落ち込むとされており、内閣府の試算では、ＴＰＰ参加によるＧＤＰ押し上げ効果は0.54%に過ぎないとされている。まさに、ＴＰＰは益少なく害多い協定と言わざるを得ない。

よって、国においては、我が国の食の安全と農山漁村、国民の命を守るため、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

長野市議会議長 祢津 栄喜